

議案説明書

総合政策部 市民税課

提出議会：令和8年第2回定例会

1 案件名

議案第77号 佐野市税条例の改正について

(市民税課所管部分)

2 概要

地方税法等の改正に伴い、所要の規定を整備する。

3 理由及び趣旨、目的、内容等

【市民税関係】

- (1) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直し（第36条の3の3）

公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、所得税における扶養親族等申告書の提出義務がない公的年金等受給者のうち、一定の者は申告することとする措置を講ずる。

- (2) 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用期限の延長（附則第6条）

医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）において、スイッチOTC医薬品について制度の適用期限を撤廃する。

- (3) 住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長（附則第7条の3）

住宅借入金等特別税額控除の適用期限を5年延長する。

- (4) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直し（附則第17条の2）

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の要件について、土地が地すべり防止区域等内に存するものではないこととする措置を講ずる。

- (5) 特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う課税の特例（附則第19号の3）

特定暗号資産の譲渡等による所得について総合課税から所得税15%、住民税5%（市民税3%、県民税2%）、復興特別所得税0.315%の分離課税へ移行する。

- (6) 復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正（第34条の7、附則第7条の4、附則第9条の2）

復興特別所得税の税率引き下げ（基準所得税額の2.1%から1.1%へ）、課税期間の延長（令和29年まで）、防衛特別所得税の創設（基準所得税額の1%）に伴う所用の措置を講ずる。

4 その他の事項

【市民税関係】

(1)、(2) 及び (3) の施行日 令和9年1月1日

(4) 及び (6) の施行日 令和10年1月1日

(5) の施行日 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律
の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

議案説明書

総合政策部 資産税課

提出議会：令和8年第2回定例会

1 案件名

議案第77号 佐野市税条例の改正について

(資産税課所管部分)

2 概要

地方税法等の改正に伴い、所要の規定を整備する。

3 理由及び趣旨、目的、内容等

【固定資産税関係】

(1) 固定資産税について、家屋及び償却資産の免税点をそれぞれ引き上げる。

(第63条)

(2) 固定資産税の課税標準に係るわがまち特例の特例割合を定める規定を追加する。

ア 再生可能エネルギー発電設備のうち、一定の太陽光発電設備に係る特例割合を地方税法の参酌基準に準じ、2分の1と定める。(附則第10条の2第3項)

イ 再生可能エネルギー発電設備のうち、一定の風力発電設備に係る特例割合を地方税法の参酌基準に準じ、3分の2と定める。(附則第10条の2第7項)

ウ バリアフリー改修工事が行われた改修特別特定建築物に係る特例割合を地方税法の参酌基準に準じ、3分の1と定める。(附則第10条の2第18項)

(3) (2)の規定の追加に伴う項ずれを整備する。(附則第10条の2第4項から第6項まで及び第8項から第17項まで)

(4) (2)ウの減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定を整備する。(附則第10条の3第15項)

4 その他の事項

【固定資産税関係】

施行日 (1) 令和9年4月1日

(2)～(4) 公布の日 (改正後の規定の適用は令和8年4月1日に遡及)